

令和3年度決算以降の上下水道事業会計における共通経費の負担割合について

水道事業会計及び下水道事業会計に共通して発生する費用（以下「共通経費」という。）については、全額を水道事業会計が負担しているが、合理的な基準に基づき両会計で負担する必要があるため、共通経費の取扱いを次のとおりとする。

1 共通経費の負担基準

基準	内 容	負担割合(概算) (上水：下水)
職員割	上下水道事業職員数割（共通経費は上下水道事業職員数で按分し加算）	8：2
庁舎面積割	庁舎内の上下水道事業専有面積割（共通面積は庁舎内の上下水道事業専有面積で按分し加算）	6：4
事業規模割	上下水道事業会計の有収水量割	5：5

2 共通経費の対象経費及び予算科目

(1) 職員割

区分	対象経費	予算科目	
		水道事業（節）	下水道事業（節）
人件費	公営企業管理者	給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、退職給付費	負担金
	一般職の職員		
	再任用職員		
	会計年度任用職員		
総係費に係る物件費	旅費	旅費	
	研修費	研修費	
	被服費	被服費	
	備用品費	備用品費	
	燃料費	燃料費	
	光熱水費	光熱水費	
	通信運搬費	通信運搬費	
	委託料	委託料	
	布団借料	賃借料	
	厚生費	厚生費	
負担金	負担金		

(2) 庁舎面積割

区分	対象経費	予算科目	
		水道事業 (節)	下水道事業 (節)
局 庁舎 維持 管理 費	庁舎維持管理用品	備用品費	負担金
	電気料金	光熱水費	
	ガス料金		
	水道料金		
	下水道使用料		
	電話料金	通信運搬費	
	庁舎管理業務	委託料	
	電気工作物保安管理業務		
	非常通報装置保守業務		
	樹木管理業務		
	昇降機設備保守業務		
	冷温水機設備保守業務		
	空調用薬注設備保守業務		
	庁舎定期点検費用	手数料	
	庁舎の修繕	修繕費	
	機械及び装置の修繕		
	工具器具備品の修繕		
	減価償却費	減価償却費	
資産減耗費	資産減耗費		

(3) 事業規模割

区分	対象経費	予算科目	
		水道事業 (節)	下水道事業 (節)
人件費	委員報酬	報償費	負担金
維局持庁管舎理費	定期ごみ処理	委託料	
	減価償却費	減価償却費	
	資産減耗費	資産減耗費	
総係費に係る物件費	旅費	旅費	
	研修費	研修費	
	備用品費	備用品費	
	印刷製本費	印刷製本費	
	通信運搬費	通信運搬費	
	委託料	委託料	
	手数料	手数料	
	電話交換機借上	賃借料	
	OA機器借上		
	占用料		
	負担金	負担金	
	保険料	保険料	
公課費	租税公課費		

3 施行日

令和4年4月1日から施行する。なお、令和3年度についても両会計で共通経費を負担する。

4 共通経費の按分の影響額

令和3年度決算見込み

	水道事業会計	下水道事業会計
収益的収入	+約 2.0 億円	—
収益的支出	—	+約 2.0 億円
差 引	+約 2.0 億円	△約 2.0 億円

【結果】

- ・企業局が所管する上下水道事業会計をあわせた収益的収支の規模は変更ありません。